

○財務省告示第二百九十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年九月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第二百二十九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非

四 発行方法

国債市場特別参加者・第I非



十 十												七								
三	二											イ	ロ							
口												口								
イ												イ								
一												一								
発												最								
行												振								
行												替								
格												単								
価												位								
競												額								
争												面								
格												金								
第												金								
I												金								
加												金								
場												金								
場												金								
場												金								
平	年	九		額	八	額	平	す	額	の	振	五	二		万	二	で	た	条	特
成	○	銭		面	錢	面	成	る	の	記	替	万	千		円	兆	二	利	第	別
二	・	額		金	以	金	二	°	整	載	法	円	百		二	千	千	付	一	會
十	パ	百		の	上	額	十		数	又	の		四		十	八	二	国	項	計
九	ー	円		そ	の	円	八		倍	は	規		十		億	十	十	債	の	に
年	セ	に		れ	ぞ	に	九		の	記	定		七		千	億	億	に	規	関
三	ン	つ		き	れ	き	月		金	録	は		千		百	七	円	つ	定	す
月	ト	き		の	の	百	二		額	は	よ		百		九	十		い	る	る
二		百		一	の	一	十		に	、	振		十		万	八		て	基	法
十		一		円	一	円	日		よ	最	替		十		万	十		、	づ	律
日		円		募	の	三			る	低	口		十		万	八		額	き	第
を		三		価	三	十			も	額	座		十		万	十		面	発	四
支		十		格	十				の	面	簿		十		万	十		金	行	十
払		格							と	金			十		万	十		額	し	七

十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限

平成二十八年九月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成三十三年九月二十日	利子を支払う。
-------------	---------------	------	-------------	-------------	---------

期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

毎、年、三、月、二、十、日、及、び、九、月、二、十、日、を、支、払、期、と、し、各、支、払、期、に、お、い、て、そ、の、日、以、前、六、月、間、に、属、す、る、利、子、を、支、払、う。